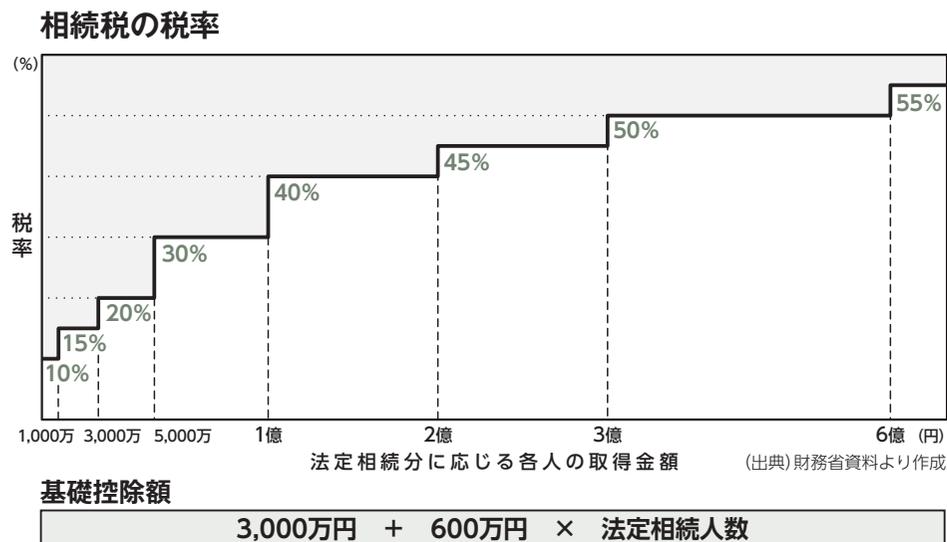


相続税率 税率構造

2015年以降の相続税率・基礎控除額(2013年度改正)

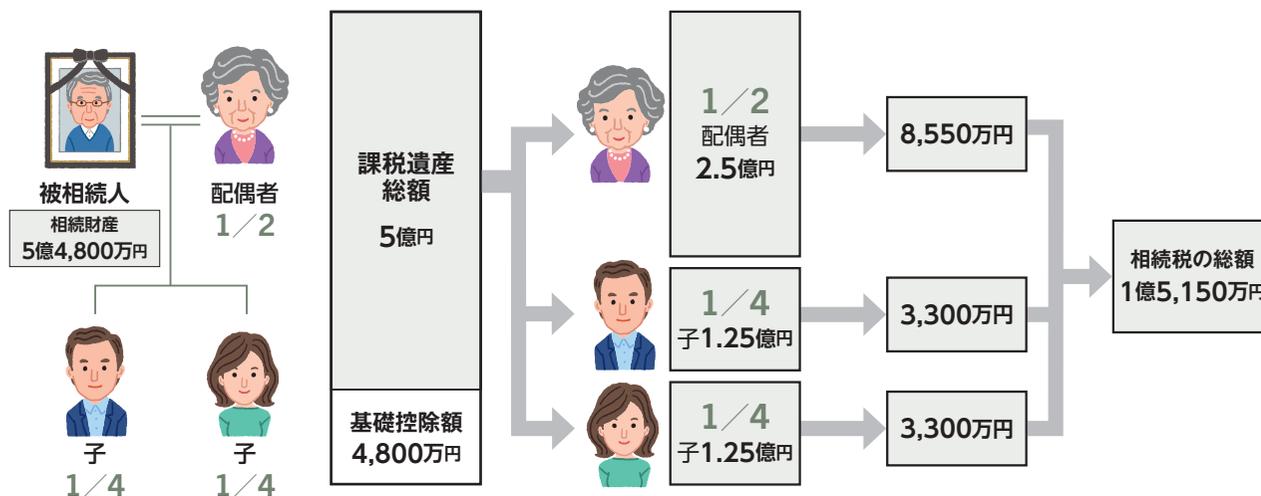


〈参考〉最高税率・基礎控除額の推移

区分	最高税率	基礎控除額
1988年12月改正前	5億円超 75%	2,000万円+ 400万円 × 法定相続人数
1988年12月改正	5億円超 70%	4,000万円+ 800万円 × 法定相続人数
1992年度改正	10億円超 70%	4,800万円+ 950万円 × 法定相続人数
1994年度改正	20億円超 70%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2003年度改正	3億円超 50%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2013年度改正	6億円超 55%	3,000万円+ 600万円 × 法定相続人数

(出典)財務省・国税庁資料より作成

《相続税の総額の計算》



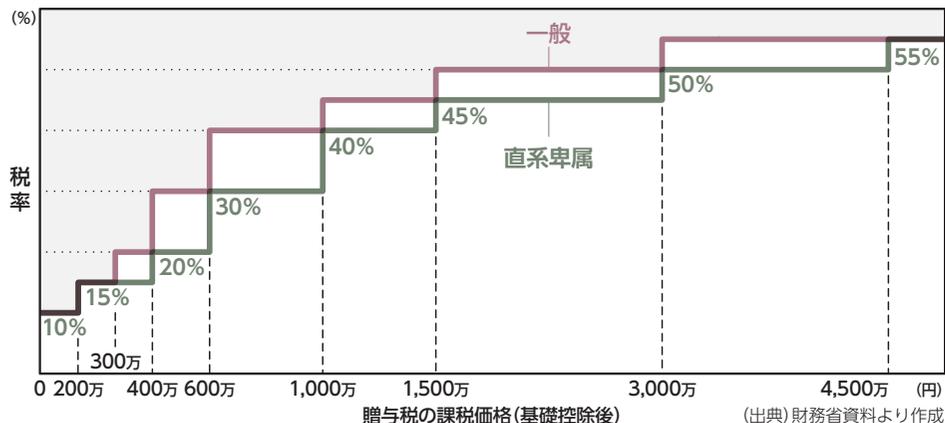
相続税の速算表

法定相続分に応じる各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

贈与税率 税率構造(暦年課税)

「18歳以上の子や孫等(直系卑属)」への贈与については、一般の贈与に比べ、税率が優遇されています。

贈与税(暦年課税)の税率



直系卑属への贈与と一般の贈与の税額比較(計算例)

贈与財産の価額	贈与税額(実効税率)	
	受贈者が18歳以上の子・孫等の場合	受贈者が左記以外の場合
300万円	19万円 (6.3%)	19万円 (6.3%)
500万円	49万円 (9.8%)	53万円 (10.6%)
700万円	88万円 (12.6%)	112万円 (16.0%)
1,000万円	177万円 (17.7%)	231万円 (23.1%)
1,500万円	366万円 (24.4%)	451万円 (30.1%)
2,000万円	586万円 (29.3%)	695万円 (34.8%)
3,000万円	1,036万円 (34.5%)	1,195万円 (39.8%)
5,000万円	2,050万円 (41.0%)	2,290万円 (45.8%)
1億円	4,800万円 (48.0%)	5,040万円 (50.4%)

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予(事業承継税制)の見直し

事業承継税制(特例措置)とは?

円滑な事業承継を支援するために設けられた制度です。一定の要件を満たした場合には、**非上場株式等に係る贈与税や相続税が猶予・免除**されます。

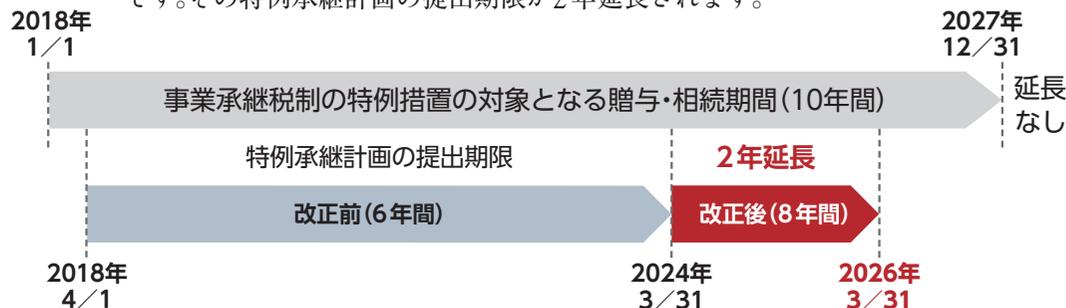


2018年1月1日から2027年12月31日までの間(10年間)に贈与・相続等により取得する非上場株式等に係る贈与税または相続税について適用されます。

2024
改正

特例承継計画の提出期限の延長

事業承継税制の特例措置の適用を受けるためには、特例承継計画の提出が必要です。その特例承継計画の提出期限が2年延長されます。



適用期限 2026年3月31日まで2年延長されます。

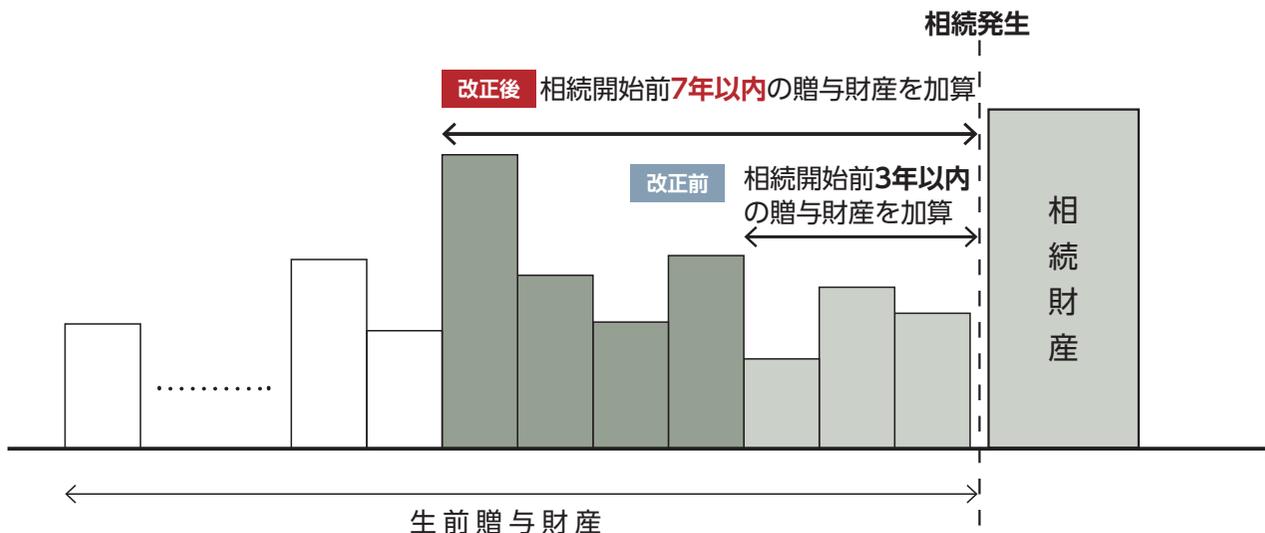
暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、**贈与税(暦年課税)**について下記の改正が行われました。

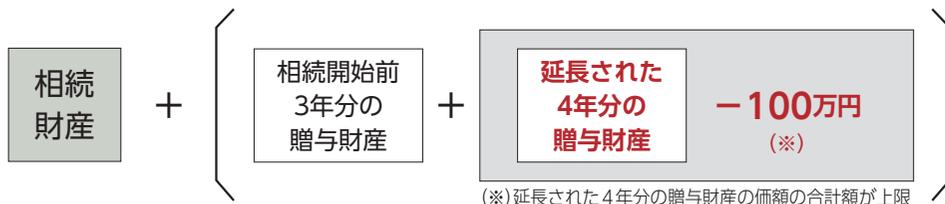
1. 相続財産に加算される贈与財産について、加算対象となる贈与の期間が相続開始前**3年**から**7年**に延長されます。
2. **延長された4年分の贈与財産**については、4年分の贈与財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**が加算されます。

(1) 加算期間の延長

改正前	改正後
3年	7年



(2) 相続財産に加算される贈与財産の価額



相続開始日と加算期間

相続開始日	加算期間
～2026年12月31日	3年
2027年1月1日～2030年12月31日	3年超～7年未満
2031年1月1日～	7年

適用時期 2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

相続時精算課税制度の見直し

資産移転の時期に中立的な仕組みである**相続時精算課税制度**の使い勝手向上のため、下記の改正が行われました。

1. 贈与税の計算上、相続時精算課税制度においても**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年110万円の基礎控除が創設**されました。
2. 相続時において、**相続財産に加算**される贈与財産の価額は、各年の**基礎控除後の残額**です。
3. 土地、建物が**災害で一定以上の被害**を受けた場合は、**相続時に加算額を再計算**します。

(1) 相続時精算課税における基礎控除の創設

$$\boxed{\text{贈与税額}} = \left(\boxed{\text{贈与財産}} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \text{110万円}^{(*)} \\ \text{(毎年)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{2,500万円} \\ \text{(累積限度額)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{20\%} \\ \text{(一律)} \end{array}$$

(※) 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与価額に応じ按分します。

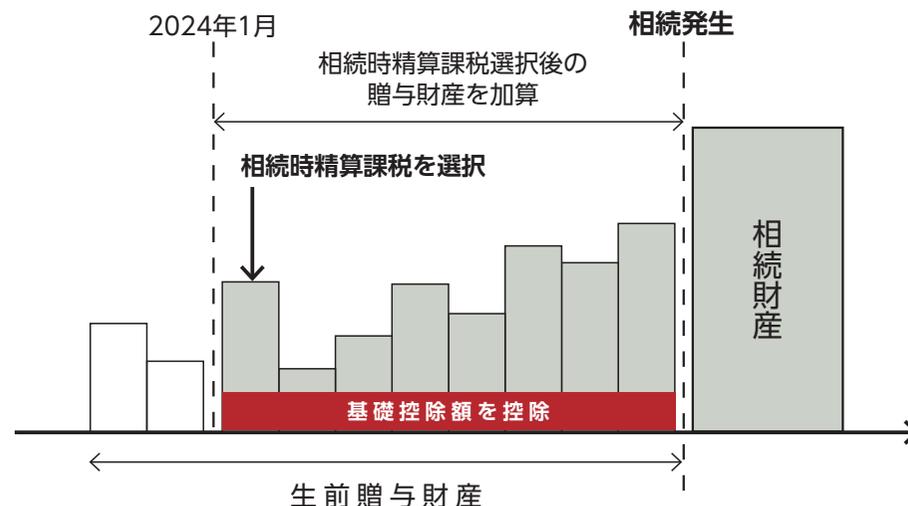
(2) 相続財産に加算される贈与財産の価額

$$\boxed{\text{相続財産}} + \boxed{\text{贈与財産 (相続時精算課税適用財産) の価額から各年ごとに基礎控除 (110万円) した後の残額}}$$

(注) 右図をご参照ください。

(3) 一定の土地・建物についての加算

改正前	贈与時点での時価で 固定
改正後	災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に 再計算



(出典)「令和5年度税制改正」(財務省)より作成

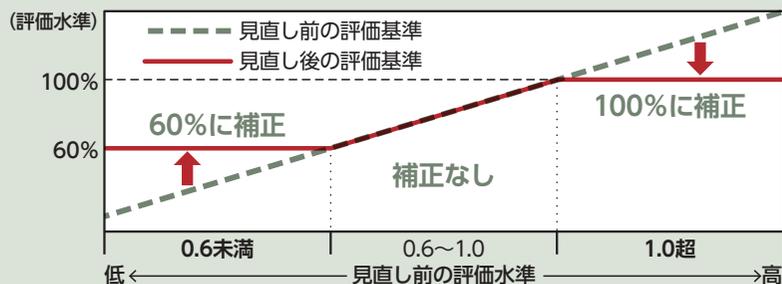
適用時期

- (1)、(2)については**2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用**されます。
 (3)については**2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用**されます。

居住用の区分所有財産(分譲マンション)の評価方法の見直し

近年の区分所有財産の取引実態や2022年4月の最高裁判決等を踏まえ、居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)に係る評価方法について見直しが行われました。

概要 この見直しにより、相続税評価額が市場価格理論値(※1)の60%未満である居住用の区分所有財産は、評価額を市場価格理論値の60%とする等の補正が行われることとなります。(※1)実際の市場価格ではなく、統計的手法により算定した価格。



(1) 見直しの対象

見直しの対象となるのは、**居住用の区分所有財産**です。

したがって、区分建物の登記がされていない一棟所有の建物や、構造上居住の用途に供することができない事業用のテナント物件などは対象となりません。

		居住用(※2)	居住用以外
建物 区分登記	あり	○(※3)	×
	なし	×	×

(※2) 構造上、主として居住の用途に供することができるもの。

(※3) たな卸商品等、一定の二世帯住宅などを除く。

(2) 見直し後の相続税評価額

① 自用の場合の相続税評価額

(a) 区分所有権【家屋部分】

改正前の相続税評価額
(固定資産税評価額) × **区分所有補正率
(②)**

(b) 敷地利用権【土地部分】

改正前の相続税評価額
(路線価等) × **区分所有補正率
(②)**

(注) 居住用の区分所有財産が貸家および貸家建付地である場合のその貸家および貸家建付地の評価や、小規模宅地等の特例の適用については、上記評価の適用後の価額をもとに行うこととなります。

② 区分所有補正率

評価水準(1÷評価乖離率(③))	区分所有補正率
1.0超	評価乖離率(③)
0.6以上1.0以下	補正なし
0.6未満	評価乖離率(③)×0.6

③ 評価乖離率

$$\text{評価乖離率} = A + B + C + D + 3.220$$

A = 築年数 × -0.033
 B = 総階数指数 × 0.239
 C = 専有部分の所在階 × 0.018
 D = 敷地持分狭小度 × -1.195

適用時期 2024年1月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産について適用されます。